

## ● 留学生の在留資格変更申請を大学などの卒業前に行うフローとスケジュール

### ① 在留資格変更許可申請を行う

【時期】 採用内定後または3月卒業者の場合、前年の12月1日受付開始

採用が内定したら、留学生の住所を管轄する出入国在留管理局に対して、在留資格「留学」から「技術・人文知識・国際業務」などの就労系の在留資格へ**在留資格変更許可申請**を行います。

※ 申請は留学生本人または留学生本人から依頼を受けた、雇用主企業の職員・申請取次資格を持つ行政書士や弁護士が直接出入国在留管理局に出向き行います。

※ 3月卒業者の在留資格変更申請は、各地方出入国在留管理局の受付が例年、前年12月から開始されます（東京出入国在留管理局の場合）。

※ 教育機関卒業前の申請には、卒業見込証明書の提出が必要です。



※ 審査期間は雇用主の 카테고리（以下リンク）によって、2週間～1か月程度／長ければ2か月  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00093.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00093.html) ※ 法務省

### ② 在留資格変更許可の「内定」通知が到着する ※ 在留資格変更が許可される場合

【時期】 下記は教育機関の卒業前（前年12月～卒業前）に通知が到着

出入国在留管理局から、提出された在留資格変更申請の許可通知（ハガキ）が申請人あてに到着します。

※ 通知ハガキには、教育機関の**卒業後**に卒業証明書やパスポートなどを持参して出入国在留管理局を来訪するよう通知されています。

※ 在留資格変更許可申請が不許可（就労ビザへ変更ができない）の場合は、審査結果と理由を記載した通知が封書で送付されます。



### ③ 大学などの卒業後・在留資格変更が完了する（就労開始が可能となる）

【時期】 3月末以降

出入国在留管理局に卒業証書の原本あるいは卒業証明書の原本、通知ハガキやパスポートなどを持参、在留資格変更を完了します。

※ 新しい在留資格や在留期限が記載された在留カードの交付によって、在留資格変更が完了します（就労ビザ取得）。新しい在留カードが交付された日より、就職先での就労が可能となります。